威奈大村墓誌」 における参考書物

「語対」 系敦煌古類書を間接に利用した可能性

陳 錦清

はじめに

文と比べて、日本上代の墓誌は、 に死者の出自や経歴などを詳細に記すようになった中国 壺という形態を取っている。内容においても、 るとされる に記録するものが多い。その中で、詳細な序と韻を踏んだ銘か た日本上代の墓誌は、その殆どが石ではなく、 「石川年足墓誌」、「美努岡万連墓誌」、「行基墓誌」の四例があ (以下、碑誌文)が多く出土している。一方、火葬が盛んだっ 土葬を主な埋葬方法としていた中国古代では、 本格的な漢文の体裁を持つものは「威奈大村墓誌」、 死者の名前と死没年月を簡単 晋代以降、 金属製の板や骨 墓誌 一の碑誌 ・墓碑 次第

との関連を手掛かりに、 「小納言正五位下威奈卿墓誌銘」) 本稿は、七〇七年に作られた「威奈大村墓誌」(正式名称は 以外に、 日本上代の墓誌の参考書物に『語対』系敦煌古類 従来指摘されてきた『庾信集』と『文 の典拠に着目し、 敦煌古類書

> の墓誌の作成方法の一側面を明らかにしようとするものであ (第四章で詳述) が存在していた可能性を提示し、 日本上代

、「威奈大村墓誌」の概況

る

書

れ、 国宝に指定された。 葛木下郡馬場村の西にある穴虫山から農夫によって掘り出さ 墓誌」の骨蔵器は、明和年間(一七六四~一七七二)、大和国 まず、「威奈大村墓誌」の形状と内容を紹介する。「威奈大村 現在四天王寺 (大阪市) に所蔵されている。 一九〇九年に

二四・五センチ、高さ二三・五センチ。 三九行・三九一字が放射状に印刻されている。 る特殊な形である。半球状の蓋の表面に一行一〇字を基本に、 骨蔵器は球形の容器で、大きさは縦二四・二センチ、横 蓋と身が半球形に分かれ

天皇の皇子である点で共通している。後裔・火焰王の後裔の二説が唱えられているが、いずれも宣化那」、「偉那」、「為奈」などに作る場合がある。出自は恵波王の

て締め括る。

て締め括る。

でおめ括る。

でおめ括る。

でおめ括る。

でおめ括る。

でおの経歴を記し、のちに越後城司として地方へ赴任したことや死去について述べる。最後に、四字句の銘八○字を以 中官としての経歴を記し、のちに越後城司として地方へ赴任し 中介する。そして、彼が持統天皇と文武天皇の代に任じられた中本墓誌はまず、墓主が宣化天皇の四世であるという出自を紹

墓誌銘の全文は以下の通りである。

小納言正五位下威奈卿墓誌銘 并

闕。 下 肆 冠威奈鏡公之第三子也。 卿 仍兼侍從。 居無幾進、 於是高門貴胄、 柔而成立。 諱大村、 位直広肆。 後清原聖朝、 檜前五百野宮御字天皇之四世。 各望備員。 卿、 以大宝元年律令初定。 初授務広肆。 温良在性、 天皇特擢卿除小納言 恭倹為懐 藤原聖朝 後岡本聖朝 更授從五位 授勤 簡 小 納 而 広 萺 紫 廉

四年正月、 後北疆、 10 卿 命卿除越後城司。 対揚宸扆、 扇之以仁風⑦。 衝接蝦虜、 進爵從五位上。 参賛糸綸之密、 柔懐⑥鎮撫、 四年二月、 化洽刑清 慶雲三 年、 進爵正五位下。 允属其人。 朝夕帷幄、 令行禁止。 命兼太政官左小辨。 同歲十一月十六 所冀享茲景祜 深陳献替之規 卿臨之以德 越

日乙卯、帰葬於大倭国葛木下郡山君里狛井山崗。日寢疾、終於越城。時年卌六。粵以其年冬十一月乙未朔廿一錫以長齢。豈謂一朝遽成千古。以慶雲四年歳在丁未四月廿四

燭。 誕、 製錦蕃維②、 天潢疏派 餘慶在斯。 遥荒仚足。 令望⑤攸属。 若木分枝①。 輔仁無験、 吐納参賛、 連城析玉④。 鳴絃露冕③ 啓沃陳規。 標英啓哲 位由道進、 載德印形 空対泉門(8) 安民⑨静俗。 儀 栄以礼随。 惟 卿 降

小納言で正五位下の威奈卿の墓誌銘并びに序

皇(宣化)の四世、斉明天皇の御代の紫冠威奈鏡公の第三子威奈卿、諱は大村である。檜前で天下をお治めになった天

である。

なり、 人々は小納言に任ぜられることを望んだ。 天皇の御代に小納言が欠員となった。この時、 がある。持統天皇の御代に初めて務広肆を授けられた。 おおまかでしかも几帳面さがあって、穏やかでしかもしまり 卿は温良な性格を持ち、 大宝元年律令が初めて制定されたため、 なお侍従を兼ねた。 小納言に任命、 勤広肆を授けた。 敬い、 謙遜する心を懐いてい 程なく直広肆に進ん 天皇は大村卿を抜 卿は従五位下に よい家柄 3

は天皇の命に応えて宣揚し、天皇の詔書の制定に参与・

る日、 冬一一月二一日、大倭葛木下郡山君里泊井山崗に葬った。 四年正月、 輔佐する。 国の城で一生を終わった。この時四六歳であった。其の年 を受け、長寿でいられることを願っていたのに、どうしてあ みをもって民を治めた。善導が行きわたり、 城司を任じられた。四年二月正五位下に進んだ。卿は厚い恵 から従属させた。 官の左小弁を兼任した。 人民はよく法律を守った。みなは、 慶雲四年(七〇七)丁未の四月二四日病に倒れ、 民を巧みに手なずけ、 否を廃す、 俄かにとこしえの世に逝ってしまうなどと思うだろ 従五位上に進んだ。 朝廷に朝夕奉侍し、 天皇の側近として補佐する任を果たした。 同年一一月一六日、 越後の北境は蝦虜と隣接しているの 乱を鎮め宥めることで、彼らを心 慶雲二年、 善言を進め 卿は勅命によって越後 卿がこの大きな幸せ 勅命により、 刑の執行は公平 (献替= 越後の 可を薦 \dot{O}

を示した郭賀のように、民を安心して暮らさせ風俗を浄化さ 車の帷を挙げ高位の冠 すだけで(家を出ず)、 城司としての治績を上げ、 を果たした。)官位の栄達は規定の治績により進み、 まれたのは、 大村卿の父祖は皇室の流れを汲んだ。 (人徳と儀容を兼ね備える家柄であった。) さて、 家柄の余慶である。 任地がよく治まっていた宓子賤や、 (冕)を見せ、 人気が高かった。琴を弾いて鳴ら (卿は小納言と侍従の任 任地の民に自らの有徳 立派な人材を輩 辺地 卿が σ 務 生 出

> さをただひたすらに悲しむのみである。 徳は報われることなく、 思いをなし、欣喜雀躍し、 せた。都から遠く離れた辺境の民は、 なった。今はただ黄泉のくにの門に空しく向かい、 連城の玉ほど価値のある卿は亡く その政治を讃えた。 その徳によって再生の 培ってきた仁 人生の儚

二〇巻が日本で抄写されたこともあり、 研究を整理し、 から注目されてきた。次章では、 る表現を以て、「威奈大村墓誌」と『庾信集』との関連が早く 細に墓主の生涯を描いた作品である。 威奈大村墓誌」 検討したい。 庾信の碑誌文以外の北朝の墓誌も視野に入れ は日本上代の墓誌において、 『庾信集』 七四八年に、 庾信の碑誌文と類 利用説などの先行 最も長く、 『庾信 似

二、先行研究について

て、

と補足を述べたい ここでは、 従来の 『庾信集』 利用説を整理した上で、 問題点

文との類似である。 されてきた。主張の根拠は主に以下の四つの表現と庾信の碑誌 によって、「威奈大村墓誌」は庾信の碑誌文を利用したと主張 これまで、 山田孝雄、 柿村重松、 小島憲之、 東野治・ 0) 兀 氏

〈1〉A天潢疏派、若木分枝。

a派別天潢、枝分若木。(庾信「蕭世怡墓誌銘」五七〇年

居若木之一枝、在天潢之別派。

いる。

(庾信「周趙国夫人紇豆陵氏墓誌銘」五七二年)

b位参上将、栄兼本選……藩維即啓、軍幕仍張。起兹礼⟨2⟩ B位由道進、栄以礼随。製錦蕃維、令望攸属。

峻此戎章。 (庾信「柳霞墓誌銘」五六八年

《3》C鳴絃露冕、安民静俗。

(庾信「柳霞墓誌銘」五六八年)

·c露冕観風、停車待雨。(庾信「陸逞神道碑」五七三年

〈4〉D連城析玉、輔仁無験。

d智士石折、賢人星殞。(庾信「柳霞墓誌銘」五六八年

において、この墓誌に関しては、『庾信集』の影響を重視すべ説に賛同する研究者が続いた。柿村氏は『上代日本漢文学史』大村墓誌」が庾信の碑誌文を利用したと論じて以来、山田氏の一九三二年に山田氏が右記四つの類似表現を指摘し、「威奈

信集』利用説を肯定する一方、「文選語」との関連も指摘して集』を利用して成立したと論じている。さらに、小島氏は『庾きことに言及した。これを受けた東野氏も、本墓誌が『庾信

集である可能性が高い。 朱行研究の補足として、庾信の作品がどのような形で日本に 生工の文献には全く記されていないが、庾信と任昉等の作品 大が読んでいたのは中国に現存する一六巻より巻数が多い『庾 に集』であった。『庾信任太常(卿)等集』一八巻もある。日本 中国側の文献には全く記されていないが、庾信と任昉等の作品 集である可能性が高い。

一般的な書式を踏襲した」と指摘している。誌」の書式については、直接庾信に倣ったというよりは唐代のなお、四氏の先行研究について、佐川英治は「「威奈大村墓

「威奈大村墓誌」の作者と類書

れる。 らかの類書を参考にしていた可能性は高 が官撰類書を参考にしたことは既に定説になっている。この三 るとされている人物だということである。『日本書紀』 多用し、 る。「卿」を墓主の呼称として使用している点以外に、 参考書物として使用された可能性を検討する。 人のいずれかが「威奈大村墓誌」を作成したと考えた場合、 の墓誌に紛うほど完成度の高い作品であることがその根拠とさ 本章では、 太安麿、 注意すべきは三人の候補者が 押韻を駆使する銘辞を並べる「威奈大村墓誌」は 「威奈大村墓誌」 藤原不比等の三人を作者の候補として挙げてい の作者という視点から、 『日本書紀』の編纂に関 山岸徳平は舎人 の編者 四言を 類 書が 中 何 わ 国

参考書物として使われたのか では、 「威奈大村墓誌」の執筆に当たり、 どのような類書が

刺史) 字の名詞である錦・琴・璧)や、 されていない。 した語句であるが、『藝文類聚』では故事に現れた物品 潢」と「若木」を対にする項目や詩文は のような大部な官撰類書が想起される。 を分類の項目として故事の全文、 文章の潤色によく使われ そして、〈2〉 $\stackrel{\frown}{3}$ $\stackrel{\frown}{4}$ 故事の主人公の官職名 ていたとされる 或いは数百字もの長い しかし、 『藝文類聚』には収録 は故事をモチーフに $\widehat{1}$ 『藝文類聚』 0) 令長 (一文 万天

> 書が参考書物であった可能性は低 書鈔』は故事から短句を取り出したものも見えるが、 優れているとは言えない。また、 十字で示す体裁ではないので、 ・文を集めている。 「威奈大村墓誌」の表現とは異なる。 主題ごとに収集した故事の大略を短 墓誌の作者にとっては 同じく官撰類書である 0 17 よって、 大部な官撰類 その短句 利便性に 北堂 数

は

か、次章でそれについて検討したい。 奈大村墓誌」にも私撰の 墓誌の作者が簡便に使用できる、 そこで考えられるのが、 小型類書を参考にした痕跡がある 主題別にコンパクトにまとめら 私撰の小型類書である。 ħ

四 参考書物についての再検討

『語対』系敦煌古類書を手掛かりに

民が巻末の「宗人張球写、 球が李若立の 私撰類書であり、 の表現』 一五三頁)。 とにも言及している ものの、 「大中咸通年間」(八四七~八七三) とする説を提示した。 小島憲之は②Bが庾信の碑誌文bを出典とすると結論付けた В 0) 「製錦」 『籯金』から抄出したものである。 帰義軍 Ρ. (注(7)で示した が敦煌古類書P. 2537は (敦煌の支配 時年七十五」に注目し、 政 『略出籯金』 「万葉以前 2537に見られるこ 権 張氏 羅振玉と王重 の同 と称され 成立年 族人の張 上代ひと 即

[表「威奈大村墓誌銘」と敦煌古類書・江戸時代注釈書]

4		3	2		1			墓	
連城折玉	鳴絃露冤			製錦藩維		若木分枝		天潢疏派	墓誌の表現
願以十五城請易之。 昭王聞趙得和氏之璧、使人遺趙王書曰: S.2072「賢智」藺相如 趙相、時秦	有德也。 賜三公之服。賀服行露冕、以示百姓、彰喬卿、為荆州刺史。明帝到南〔陽〕巡守、喬卿、為荆州刺史。明帝到南〔陽〕巡守、	縣小、豈假大才。」 百姓樂業。孔子歎曰:割雞焉用牛刀。言 賤」:為單父令、(單、音善也。)彈琴而理、 賤」:為單父令、(單、音善也。)彈琴而理、	弦歌理俗。孔子聞之曰:「割雞焉用牛刀。」『語対』県令第6「聞弦」:子游為武城宰、	令之理百善巧也。 『左傳』云、「子有美錦、何不学焉?」喩『略出略出籯金』縣令子男篇第24「製錦」:	解理人。 『語対』県令第6「製錦」: 尹何為邑宰、	派流千載、以灌潢池、無有断絶。 『略出略出籯金』諸君篇第二「派裔·五潢」:	『対語甲』王第12「十枝山:扶桑有枝、十	疏闊於天潢。 謂王子	敦煌古類書
瘗荊山」 之、故称「連城」。説苑「連城之璧、影王聞之、使人遺趙王書、願以十五城請易 王聞之、使人遺趙王書、願以十五城請易	[吕氏春秋』 宓子賤治単父、弹鳴琴而不下堂。而単父治。冤、音淵。屈也、枉也。下堂。而単父治。冤、音淵。屈也、枉也。不也。				·屏之国也。唐太祖紀「忝備藩維、今藩屏也。維方隅也。謂在一方而為王錦不亦多乎。後世謂治邑為製錦也。 · 大邑身之所庇也。而使学者製焉。其大邑身之所庇也。而使学者製焉。 其了 · 子產曰、子有美錦不使人学製焉。(伝)襄公三十二年、鄭子皮欲使尹何仁』襄公三十二年、鄭子皮欲使尹何		所出処。今譬吾日出之邦、帝王之裔也。『淮南子』:灰野之山、有樹名曰若木、日		義端注
〔注釈無〕	下堂。而単父治。冤、屈、枉。 下堂。而単父治。冤、屈、枉。			室藩屏之国也。置在一方而為王為島。子産曰、子有美錦不使人学製焉。其大官大邑身之所庇也。而使学者製焉。其大官大邑身之所庇也。而使学者製焉。其大官大邑,		出処。今譬吾日出之邦、帝王之裔也。『淮南子』:灰野之山、有樹曰若木、日所		 	吉田家注
0	×	0	0	0	0	?	?	0	連性の有無 古類書との関

(11) (10) (9) (8) (7) 載徳 德沢 安民 泉門 仁風 う性格を認めてよいだろう。 國。 巻4「楊震傳」贊曰:楊氏載德、仍世柱 直接現れており、 の諱か) 対を成している。 於仁政、慰彼黎庶矣。 漢袁宏為刺史、初欲赴任、 慰彼黎庶。 るので、 刺史篇第22の「四知」「三惑」の対語に 「類辞甲」 『略出略出籯金』刺史篇第22「仁風」:後 『語対』刺史第5「扇風」: 袁宏為東陽太 『類辞甲』 「政令」:徳沢 語対』喪葬第28:泉門「夜台 扇、宏敬受、謂安曰:願奉風化、 有謝安贈之羽扇、答日:「當奉揚仁風、 『語対』刺史第5と『略出略出籯金』 震畏四知、 「載徳」は刺史関連の用語とい 「政令」:安人則惠(「李世民」 秉去三惑」を踏まえてい この二語は『後漢書 願奉風化、以揚、友人謝安贈宏 墓也」と 泉門、 四夷。 又曰:惠露霑吴、仁風扇越 『文選』「昭王碑文」:公扇以廉風孚以誠徳 〔注釈無 〔注釈無 注釈無 黄泉之門也 [注釈無] [注釈無] [注釈無] 〔注釈無 〔注釈無 注釈無 × × 0 0 0 ×

(6)

懷柔

柔遠人

「政令」: 臨之以莊‧遠者懐之‧

庸』:柔遠人、懷諸侯。『後漢書』::柔、柔須懷。懷保鎮安。撫、撫育也。 之則有善声誉、人望之則有善威儀。

。『後漢書』: 鎮撫。撫、撫育也。『中

〔注釈無

0

(5)

令望

令問令望。皆比類君子、遞相褒拂之意。

『略出略出籯金』褒誉篇第26:『詩』云、

|如璋、令聞令望。箋云:令、善也。 |『毛詩』「大雅·卷阿」: 顒顒卬卬、

人 如 量

〔注釈無

注 順番は墓誌に現れる前後順ではなく、敦煌古類書と義端注との関連性の高さによるものであり、 による。 類似する箇所を太字で示している。傍線部は筆者

余地があるだろう。 島氏の「製錦」が『略出籯金』に由来したという説は再考する「威奈大村墓誌」の作者に参考されることは不可能である。小ち、『略出籯金』は、七○七年より後に成立したものであり、

た。それらを次の表に示しておく。これらの類書に共通するものが、計一一個あることが分かっこれらの類書に共通するものが、計一一個あることが分かっ類書に目を向けると、「威奈大村墓誌」に見られる表現の中で、ただ、小島氏の指摘を手掛かりに、敦煌に現存する小型私撰

である。 表に取り上げた類書は、互いに継承関係があり、王三慶に 表に取り上げた類書は、互いに継承関係があり、王三慶に 表に取り上げた類書は、互いに継承関係があり、王三慶に 表に取り上げた類書は、互いに継承関係があり、王三慶に

参考にされたのか。以下、庾信碑誌文だけでは解明できない点に意識されたのも不思議ではない。しかし、庾信碑誌文のみがいた碑誌文は重みのある作品である。「威奈大村墓誌」の作者別なものであった。「庾信自身と相通じる境遇を抱えた」柳霞別なものであった。「庾信自身と相通じる境遇を抱えた」柳霞別なものであった。「庾信自身と相通じる境遇を抱えた」柳霞別なものであった。

を取り上げ、分析する。

か。 自らの独創であったのか、それとも別の文献から借用 考にした可能性は否定できない。 似度が高い点から、 なく、その同義語の「扶桑」とある。 疏 まず、表に示した敦煌古類書 の字が 「威奈大村墓誌」には使われている。 「威奈大村墓誌」は「蕭世怡墓誌銘」 『対語甲』では、「若木」では しかし、 天潢若木という対 aと、aにはな それは作者 したの を参

則鳳。分枝若木、 は見当たらない。 み合わせたものである。 かった。本来、天潢・若木は ムよく改善した。一方、 者が『帝範』によって「魏王固表」を利用した可能性は低 固表」についての言及がない。 尊経閣文庫蔵本寛文本の の李元鎮によるものであり、 伝わっている。「「魏王固表」曰、「王孫公子、不鏤自雕 が、『帝範』にある「天潢」に付された注によって二〇字の а の平仄を整え、全体として「仄|仄|平平、平平仄仄」とリズ 庾信は「疏派」(平仄)を「派別」 а の出典である三国時代の 疏派天潢。」」である。 ただ、 「威奈大村墓誌」 『帝範』 唐代の賈行注の形を残すとされる圏 『山海経』と『史記』 「魏王固 『山海経』と 従って、「威奈大村墓誌」 の当該箇所の注には、 (仄仄) に変えることで 表 しかし、この注は元代 は は散佚してしまった 「史記」 「派別」 にも を使わ 「疏 魏王

用 じく帝室の後裔を表す文脈で用いられている。 対語には、 は敦煌古類書 いられている 天潢・若木のほかに、 五潢・十枝もある。 『対語甲』に著録されている。そこには 『山海経』と『史記』 隋唐墓誌では、 を組み合わせた 実は、 五潢・十枝も同 この対語 「疏 が

十枝:扶桑有枝、十日伐出、言分日之十枝也。

五潢:五潢、天潢、疏闊於天潢。

(『対語甲』「王第十二』)

使った可能性がある。 であり、いずれも皇帝の子孫・宗室と関連する表現である。 この金枝・瓊萼を組み合わせた「瓊枝」が天潢と対を成す形で にい金枝・瓊萼を組み合わせた「瓊枝」が天潢と対を成す形で では「赤天潢之末流、仰瓊枝而悚懼。」とあり、天潢・瓊枝は『対語甲』を参考にしたと考えら したとがある。「威奈大村墓誌」より少し時代が下る では「赤天潢之末流、仰瓊枝而悚て、『日本後紀』(八四〇年成立)では「赤天潢之末流、仰瓊枝而悚て、『対語甲』の五潢・十枝の後に続く対語は金枝・瓊

てくる。

大村墓誌」の注釈書と照らし合わせて見てみよう。拠と考えることは妥当か。とりわけ早い時期に作られた「威奈古類書に多く収録されている。これらを「威奈大村墓誌」の典そのほかに、⑤~⑪の表現が踏まえた典拠も『語対』系敦煌

する資料、ひいてはその作成時の参考書物の一つとして浮上し致を見せた『語対』系敦煌古類書は、「威奈大村墓誌」を解釈いることが明らかになった。従って、江戸時代の注釈書との一した、いわゆるダイジェスト版の敦煌古類書と多くが一致しての施した注釈と比較すると、彼らの注釈で示された典拠を集約の施した注釈と比較すると、彼らの注釈で示された典拠を集約の施した注釈と比較すると、彼らの注釈で示された典拠を集約の

五、なぜ『語対』系敦煌古類書が参考書物になったのか

を分析し、「威奈大村墓誌」に参考された理由を考えたい。類型化したことと『語対』系敦煌古類書の編纂材料との関わり「威奈大村墓誌」と共通する表現を見出だし、これらの表現が本章では、庾信の碑誌文と庾信以前の北朝墓誌の中から、

一)庾信の碑誌文における県令・刺史関連の類型表現

のか、それとも『語対』系敦煌古類書だったのか。「威奈大村墓誌」の作者が参考にしたのは庾信の碑誌文だった官と関連しており、『語対』系敦煌古類書にも見える。では、碑誌文に共通する表現であり、いずれも刺史・県令などの地方のか、それとも『語対』と「露晃」は「威奈大村墓誌」と庾信の

経歴に因んだ表現が使われている。

「露晃」だけではなく、ご前後にも碑主の地方官としてのる。「露晃」は、庾信「周太子太保歩陸逞神道碑」ごにも見え越後城司に任命されたことを表す「威奈大村墓誌」のCにあ

百城解印、憚朱穆之威。千里相迎、受王基之德。 (1) 尋授都督宜州諸軍事、宜州刺史。**露冕**觀風、停**車**待雨。

(『庾子山集注』巻一三「周太子太保歩陸逞神道碑」)

る。代表例を以下に挙げる。
では、「千里」などの表現も用いている。原信の碑誌文の表現には使い回しが多く、類型的であることは従来よく指摘されている。「千里」などの表現も用いている。原信の碑誌文の表現には使 宜州刺史という経歴を表すため、「露冕」以外に、「百城」・

(2) 公**建旟作牧、褰帷**行部、**六條**斯拳、**百城**咸勧。

卷一三「周柱国楚国公岐州刺史慕容公神道碑」)

『庾子山集注』

風行数千里、拔園葵而去織婦、無**三惑**而絶**四知**。 (3)南陽文学、更遇王基、章華袞衣、還迎**郭賀**。控馭五十州

(『庾子山集注』巻一三「周柱国大将軍長孫倹神道

(4)**襜帷**入境、貪残者**解印。冕**旒從政、仁義者**郊迎**。

『庾子山集注』巻一四

「周兗州刺史広饒公宇文公神道碑」

(5) 犀節去関、袞衣馳伝、迎郊則文学前駆、賓衛則邦君負弩。

(『庾子山集注』巻一五「柳霞墓誌銘」)

は『語対』系敦煌古類書に現れていることに注目したい。ではそのすべてを挙げることは省く。ただ、これらの類似表現このほかに、類似する表現の繰り返しが散見されるが、ここ

『語対』第五篇「刺史」に収録された対語

22 盧雀、 15投書、 8五袴、 1剖符、 23伐棘、 16飲泉、 9四知 2分竹、 24 留棠、 17留犢、 10独坐、 3露冕 25 集旗、 11扇風、 4 褰帷、 18蒲鞭、 26熊軾 12車雨 5百城、 19拾遺 20 安居 13佩犢、 6千里 21 六條、 7両歧、 14 懸魚

『語対』第六篇「県令」収録された対語:

15利器、 8三異 1銅章 16神明、 9 展驥、 2黑綬、 10聞弦、 17蟲避境、 3製錦、 11佩弦、 4烹鮮、 18虎度河、 12 5駆雞 乘星 19 翔鸞、 13下堂、 6 馴稚 20三善 14 攀轅、 7 同

編纂材料として取り入れたと考えられる。 、表現と共通していることが分かる。 庾信 :の碑誌文に見える表現を傍線で示すと、 26 中 の 13 と第六篇県令 (20 中の 7) 「語対」 は の約五割が庾 「語対」 庾信の表現を 第五 信 篇

にまつわる典故を散りばめる特徴も目立つ。 主が地方官を経験したことについて、 えば、 墓誌の一三の要素のうちの墓主の出自と経歴を備えている。 考えられる。 らの親族や友人が提供した材料に基づき、 成されたものである。 潢若木」という表現を三回も使い回している。また、墓主 に生きていたが、彼の手による墓誌の殆どは、後に定型化 庾信の碑誌文は殆ど政治の中枢を担う人々に依頼され 墓主の出身が皇室 庾信は墓誌の書き方がまだ定型化していない北朝 碑主・墓主を熟知する立場にはなく、 (及び、 その一族) 理想とすべき刺史・県令 碑誌文を執筆したと である場合、 て、 した 一天 碑 彼 例 作

庾信以前の北朝墓誌の類型表現と「威奈大村墓誌

られ 0 奈大村墓誌」の作者が庾信の碑誌文だけを参考にしたとは考え (前の北朝の墓誌と一致度が高いも 甪 、例を挙げることができる。 な 朝 0 7,9 から北朝に入った庾信の碑誌文の存在は大きいが、 実は、 「威奈大村墓誌」 に使われた表現には、 のがある。 具体的に、 庾信 以 「威 下

> 2 B位由道進、 栄以礼随 製錦蕃維 令望攸属

能製錦青蕃、 栖蝉絳闕 北魏 「呂達墓誌」 五二四年

故

祖以才中 製錦、 贈之以褰帷 化齐 「劉悅墓誌」 五五二年

侯黄両覇 妙 辯享鮮之術 詩畿二杜、 深達製錦之方

東魏 「穆子巖墓誌」 五五〇年

$\widehat{4}$ D連城析玉、 輔仁無験

但抱選弗剖、 連城奄碎。

松崩千丈、 玉碎連城

豈図輔仁無徵、 報善寂寥。

而

与善莫從、

輔仁無験

五. Ŧī. 二年

北斉 「崔芬墓誌_

北魏

源叡墓誌」

五一六年

化親 楊穎墓誌_ 五. 二一年

北 齊 「元冏墓誌」 五六二年

5 卿臨之以德沢、 扇之以仁風

播 德沢以雨潤、 扇仁風而草靡

東魏 高永楽墓誌」 五. 几

年

化 仁風 和四時之氣、 德沢兼十日之雨

隋李德林 「秦州都督陸杳碑銘 首并序」

物であるため、 これらの北朝墓誌の用例は李徳林作 ここで北朝墓誌と見なした) のも 0 以外は (碑主は 北斉の いず れ

 $\widehat{2}$ は確かに「位」と「栄」 の対は庾信 0 b 由 来 前掲した庾信の碑誌文より成立時期が早い

しているが、 県令を表す「製錦」は 『庾信集』には見当たらな

して、 ている としての墓主の経歴を記録する際に る。 類型表現を使った北朝墓誌は、 に因んだ表現として用いられている。よって、「製錦」という は七○六年までに集中し、 0 初唐墓誌と同じ時期に作られた 方、 「呂達墓誌」 周紹良等主編 柳 所収の墓誌に「製錦」 霞墓誌銘」 などには既に 『唐代墓誌彙編』(上海古籍出版社) (五六八年) 墓主やその家族が刺史になったこと 初唐墓誌に受け継がれたと言え は九二例も見られ、 「製錦」)より早 「製錦」と 「威奈大村墓誌」も地方官 が用いられている。 61 時 期に 「鳴絃」を使っ うち七一例 か れ た上 そ

散りばめたと考えられる ために、「威奈大村墓誌」の作者が銘に県令にまつわる言葉を に収録されており、 表現は敦煌古類書 七一例のうちの約六割を占めていることである。これらの対の かに、「褰帷」・「烹鮮」・「鳴琴」が初唐では四六例も見られ 製錦 特に注目すべきは、 『鳴絃』・「露冕_ は 「鳴琴」とは対を成していないが、 『語対』の第五篇 が後に続くので、 「威奈大村墓誌」にも「製錦」が見える。 北朝墓誌の 「製錦」と対になる言葉のな 「刺史」と第六篇「県令 優れた県令像を造形する 同じく県令を表

次に、〈4〉は墓主の死去を表す表現で、 『庾信集』 には類例

> が 性は否定できない。 篇 b なもののみ伝存していのるで、〈4〉が 篇 は見当たらない。ただ、〈4〉と同じく死去を表す⑧ という文脈で用いられている。 と同じく、墓主の培ってきた仁徳が、 は六世紀初期~中期の北朝墓誌に見られる。「威奈大村墓誌 ない。しかし、 「県令」と第五篇「刺史」とは異なり、 「威奈大村墓誌」の銘に使われている。 「喪葬」に見えるものであるが、 $\widehat{4}$ 0) 「輔仁無験」やそれに類似する表現 〈4〉は現存する敦煌古類書に 完全な状態で現存する第六 報われないまま死去した 『語対』にあっ 8 は 「喪葬」篇は不完全 語対 「泉門」 た可 第廿八

杳碑銘 褒めるのに使っている。 墓誌」も越後城司に任命された墓主の地方官として優れた点を つまり、 合わせて用いる場合が多いが、「高永楽墓誌」と「秦州都 墓誌にある。 最後に、〈5〉 地方官の治績を賞賛するのに用いている。 首并序」はそれぞれ 君主の徳行を褒め称えるために、 0) 「徳沢」と「仁風」を対で用いる例も北 「濟州刺史」と「北 この二つを組 徐州刺史」、 「威奈大村

ことを指摘している。 ど素養を持っていたかを知るすべはない。 い回しが多く見られるのは、 ない。 これらの表現を北朝墓誌に使った作者たちは未詳で、 窪添慶文は北魏の孝文帝が南朝の墓誌文化を受容した $\widehat{2}$ $\widehat{4}$ 南朝からの影響があったのかもし $\widehat{5}$ の北朝墓誌も南朝系 ただ、 北朝墓誌に使 どれ

n

貴族によって書かれたと推測できる

可能性 南北朝碑誌文の類型表現が 語対 の編纂材料になる

書かれた南北朝碑誌文の類型表現と わりについて検討する 書に多く見えることは単なる偶然だろうか。ここでは、 ک (<u>:</u> : で取り上げた類似表現が 語対 [語対] の編纂材料との関 系敦煌古類 駢文で

朝で流行していたことは容易に想像できる 模倣されていた。 ものであった」ため、 在」と考え、江南の文明に対する彼らのあこがれが並々ならぬ 庾信の作品は書き上がった時点で、 特に「華北の士大夫が江南をこそ 江南で文学的声望が高い 直ちに人々に手本として 庾信の作品も北 「正朔の所

は、 王氏の王粛が北魏に亡命して、 のうち、 いると考えられる。 ような亡命者から最新の墓誌情報を得たという可能性が考えら 窪添氏は「遷都の前年の四九三年には、 墓誌の体裁・形態などのほか、 庾信の碑誌文はとりわけ多く模倣されていた。 のではないか」と述べている。 実際、 北朝入りの南朝文人が撰述した碑誌 孝文帝の改革に貢献した。 墓誌の類型表現も含まれ この墓誌情報 南朝最大の名門琅 の中 彼の 7 13 邪

勢を受け継ぎ、 `独創性を指摘した上で、「庾信は北朝墓誌の発展の主流 北朝墓誌と庾信の碑誌文の関係について、 固めていった。また、 北朝墓誌の作者の代表的 馬立軍は北朝墓誌 的 趨

Ŕ

古類書を重視すべきだろう。 以外の北朝墓誌の類型表現を多く収録していた て、「威奈大村墓誌」の参考書物として、 す類型化した表現として、 た。」と述べている。その一方、 存在という身分を以て、 後世の墓誌の作成に直接影響を与え 既に成立してい 庾信に先立って刺史などを表 庾信の碑誌文とそれ たものもある。 『語対』系敦煌

でも、 つあった。 者を予想して編纂されたと考えられる。 仙」まで四○ほどの主題の対語を分類しているので、 纂できた。一方、 は二文字を多用し、 で記し、 求』に結実した。」と石見清裕が指摘している。 ルが必要とされ、その風潮が李翰によって若い されるようになってきた。 まれるようになり、それが文章の一ジャンルたる墓誌にも反映 連ねた書物として、 「語対」は 唐の前半期に、 語対』より時代は下るが、故事を踏まえた言葉を対の形 典故・ 既に華麗な駢文体で碑誌文を作成する風潮が強くなりつ 類似の事跡を配列する 『蒙求』 駢文作品が文壇で重要な位置を占め、 対句を駆使する傾向が強まっていた。 文章は故事を踏まえた優美な文体が徐 『語対』 の作者ほどの文才を持たなくても容易に 容易に想起できるのが 韻を踏んでいない。 の内容は多岐に亘り、「王」から やがて、 『蒙求』と比べると、 文章作成上の故事マニュア 初 この点から見ると 唐以 『蒙求』 前 浅学用 四字句 駢文の素材と 墓誌の作成時 0 南 幅広 である。 北朝時代 の韻 々に好

類書の関係について、東方喬は次のように述べている。

僻 以為類書、 成 体 賦 類 歷史掌故、 催生了類書、 書 其為駢賦、 如雨後春筍、 天文地理等素材 類書孵: 詩文的創作、 冒地而出 化了駢賦 提供了新詞麗句、 六朝以降 蔚為大観。 類書之所 駢文独立 奇字

理由は、 た。 ことにある。 L の筍のように続出し、 い用字や典故、 六朝以降**、** 賦 は類書を生み出し、 駢文は文体として独立し、 歷史故事、 盛観を呈している。 類書もまた駢 天文地理等の素材を提供した 賦 類書は春雨の後 類書の類書たる の出現を促 珍 Ĺ

、。 東拠となる対語を提供する類書が多く編纂されていた。一方、 東地となる対語を提供する類書が多く編纂されていた。一方、 まうな有名な文章家がこのような対語を碑誌文に使用すること まうな有名な文章家がこのような対語を碑誌文に使用すること で、類書の作者はそれを編纂材料として取り入れた可能性が高 で、類書の作者はそれを編纂材料として取り入れた可能性が高 で、類書の作者はそれを編纂材料として取り入れた可能性が高 で、類書の作者はそれを編纂材料として取り入れた可能性が高 で、類書の作者はそれを編纂材料として取り入れた可能性が高 で、類書の作者はそれを編纂材料として取り入れた可能性が高 で、類書の作者はそれを編纂材料として取り入れた可能性が高

ていないが、庾信を始めとする南北朝の文人の作品から典故と碑誌文の作成に使われた具体的な類書名は現存文献に記され

煌古類書はその候補の一つになるだろう。なる対語を集めた類書が存在したとするならば、『語対』を

誌は、 誌」に参考書物として選ばれたと考えられる と推察される。そして『語対』 ことから、『語対』系敦煌古類書の編纂資料源の一つであった (一)と(二)で取り上げた庾信の碑誌文と庾信以前の北朝 され、対語を集めた類書の編纂材料になったと考えられ 促した。このような背景の下、 代に、一世を風靡していた駢文の文学環境は類書制作の盛行を を参考にしたのか。その理由について検討してみた。 以上、「威奈大村墓誌」 「語対」 系敦煌古類書と共通する表現を多く持 の作者がなぜ 墓誌に使える類型的表現が 系敦煌古類書が 『語対』 系敦煌古類 威奈大村墓 つてい 南北朝時 抽 る る

六、『語対』の利用ルート

-酷似書物『文場秀句』の日本伝来

名は が 共通点が多く、 に成立した可能性があるものは 現を利用できたのか。 『文場秀句』 一威奈大村墓誌」はどのルートで『語対』 『日本国見在書目録』 である。 日本に伝わったことが確実な書物がある。 前掲の敦煌古類書のうち、 には見えない。 「語対」 のみであるが、 ただ、『語対』との 系敦煌古類 七〇七年以 その書 書 0) 表

に双行注を付している。 つの『語対』である可能性があると考える。 からも、 の配置順までほぼ同様である。王三慶は 「兄弟」にある8条の項目は『文場秀句』と一致していること 体裁上、 対と 筆者は書名こそ異なるものの、『文場秀句』はもう一 『文場秀句』は以下の二点で共通している。 両者はいずれも対を成す語彙を示し、 第二に、 内容でも両者は酷似し、 『語対』 の第廿 各語彙の下 対語 第 二篇

三慶が指摘したように、 と『文場秀句』とが並べて抄出されていたことである。 亨の敦煌コレクション) 『文場秀句』に注目する理由は、 は から抄出されていたものであり、 「日月第二」とほぼ同文である。 の羽072b2に、 羽072b2の七~一四行目は 杏雨書屋 『対語甲』の 地方官関連の表現 『敦煌秘笈』 一天地第 既に王 羽 田

(『敦煌秘笈』羽072b2|

部

箇所と『語対』『籯金』の刺史篇と県令篇の対応関係は以下の目は地方官を褒め称える表現と考えてよいだろう。太字にした一〜三行目は闕文が激しくて、意味は取りにくい。四〜六行

符竹——剖符·分竹(『語対』第五篇「刺史」)

通りである。

六条——六条(同右)

扇以仁風——扇風(『語対』第六篇「県令」)

千里——千里(同右)

仁風

(『籝·

金

第廿二篇

貪泉——飲泉(『語対』第五篇「刺史」)

貪泉 (『籯金』 第廿二篇「刺史」)

百里——百里(『語対』第五篇「刺史」)

騏驥——展驥(『語対』第六篇「県令」)

刺史・県令を顕彰する表現の後に『文場秀句』が置かれてい

る。 と推測できる。 徴が目立つ。『文場秀句』も地方官についての記述が多かった 録される事類・対語がほかの主題より多く、 日本に伝わった『文場秀句』を直接参考にしたのかもしれな 『語対』 [籯金] 威奈大村の地方官としての経歴を描くために は 「刺史」「県令」「御史」などの主題に収 内容上重複する特

より少し時代が後だが) 古代日本人の漢文の述作について、 が簡便な書物の存在に言及している。 空海 (威奈大村

ければ、必ず随身巻子を見てアイデアを出すべきである。 して考えることを防いだ。 凡そ詩を作る人は、 凡作詩之人、 以防苦思。 随身巻子(=携帯ノート)と名付け、苦心 作文興若不来、 皆自抄古人、 皆自分で古今の詩語の優れたところ 創作する際にアイデアが湧かな 詩語精妙之処、 即須看隨身卷子以発興也。 (『文鏡秘府論』「南巻」) 名為隨身卷

度な文章能力を求められる碑誌文にも「携帯ノート」 平仄などの原則を厳しく守らなくてはならない。 空海の記述は古代日本人の作詩方法について示唆を与えてく 散文で書かれた序の内容に対応するために、 漢詩の創作に 「携帯ノート」 が必要であった。 銘では押韻 漢詩同様の高 が必要で 碑誌文

> 煌古類書を参考にするのに、『語対』 ト」の一種であった。「威奈大村墓誌」の作者は のではないか。 あったと考えられる。碑誌文に多用される典故・対句を選ぶ際 『文場秀句』を使ったと思われる。 小型の類書はまさに 『語対』系敦煌古類書もこのような「携帯 「携帯ノート」の役割を果たして 13 酷似 した書物、 語対 系敦 即ち ノー

に、

おわりに

以下の三点を明らかにした。 「語対」 本稿は先学による研究の驥尾に付し、 系敦煌古類書を参考書物として使った可能性を検討 「威奈大村墓誌」 が

使用された可能性を示した。 たこと、即ち、 歴・死去を表現する際に、『語対』系敦煌古類書の言葉を用 たと考えられる。特に墓主の威奈大村の出身・ 敦煌古類書のほうが簡便なので、 出典を一々当たるより、それを短い語句に集約した『語対』系 一、「威奈大村墓誌」の表現について精査した結果、 『語対』系敦煌古類書は参考書物の一つとして 「威奈大村墓誌」に参考され 地方官として経 個 Þ 0

古類書と共通している。 れている。特に地方官関連の類型表現の多くが 二、駢文を駆使した南北朝の碑誌文では、 このことから、 『語対』 類型表現が多用さ 語対 系敦煌古類 系敦煌

「威奈大村墓誌」にとって恰好の書物であったと考えられる。能性が高い。このような性質を持つ『語対』系敦煌古類書はは南北朝の碑誌文の類型表現を抽出して、編纂材料に使った可

に、『語対』系敦煌古類書がどのように「威奈大村墓誌」の作者に利用されたのかについて、そのルートを辿ってみた。 『語対』は日本に伝わった記録がないが、それと酷似する『文場秀句』が日本に流伝したことが明らかである。先行研究を踏まえつつ、『語対』と『文場秀句』の内容・性質上の共通点を示した。書名こそ異なるものの、『文場秀句』はもう一つの示した。書名こそ異なるものの、『文場秀句』はもう一つの言語対』と言える。「威奈大村墓誌」の作者は『文場秀句』を介して、『語対』を利用したと推察される。

「唐代前半期には、墓誌銘制作のための文例集が存在してい でことはまず確実である」という愛宕元の主張は示唆に富んで 地る。庾信を代表とする南北朝の碑誌文の作者は、類型的な表 現を用いる傾向が見られることを考え合わせると、唐代以前の 現を開いる傾向が見られることを考え合わせると、唐代以前の でに後の碑誌文作成の参考書物になったことも考えられるだろ

注

代律令国家の墓制』(大阪府立近つ飛鳥博物館、二〇〇四年)(1) 大阪府立近つ飛鳥博物館編集『古墳から奈良時代墳墓へ:古

六九頁。

前掲注 (1)、七一頁。

2

3

- 文篇、同朋舎、一九七九年)七八一八一頁。『日本古代の墓誌』(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編・銘
- (二〇二三年八月二六日最終アクセス) (二〇二三年八月二六日最終アクセス)

 $\widehat{4}$

にも言及されている。 新谷棭斎『古京遺文』(吉川弘文館、一九八三年、六〇二頁) また、斎藤忠編著『古代朝鮮・日本金石文資料集成』所収

筆者による訳文である。
──九八九年、一○九─一一○頁)を参考にしたが、斜体字は「語訳は『古京遺文注釈』(上代文献を読む会編、桜楓社、

5

6

之一日本古代の 録の検討より」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二〇一五年 佐官僧臨照 帝国大学文科大学史料編纂掛編、 と見て誤りなかろう。」と述べている(『遣唐使と正倉院 信集廿巻」が見える。ここの「庚」について、羅振玉 「写章疏目録 (『大日本古文書』 第三冊九四頁) 一天平廿年六月十日自平摂師手而転撰写取/十九年十月一日 〈岩波書店、一九九二年〉三二六頁)(『大日本古文書』 《『増訂碑別字』巻二‧下平声‧八庚〈文字改革出版 「庚」とよく似た「庾」を類似する字形として並べている。 九五七年〉一四五頁。 また、『大日本古文書』の「更可請章疏等目録」 大僧都僧行信 正倉院文書」天平二十年六月十日の条に 「知」の編成と仏典・漢籍:更可請章疏等目 東野治之も「「庚信集」は「庾信集 此二柱僧岡共知検定」とある。 第三冊、 抄出者に関しては、 一九〇一年) 八九 東京 では 社

四

七一一六九頁)

の論考を参照され

たい

- 7 波書店、一九八六年)一四八—一五四頁 漢文学史』(日本書院、 一九六二年)一〇六頁、『万葉以前-『遣唐使と正倉院』(岩波書店、 小島憲之『上代日本文学と中国文学 孝雄 九三二年、 威奈真人大村墓誌銘の文の考 一九四七年、 五—二三頁)、 一九九二年)三二一—三二六 ―上代びとの表現』 一二一頁)、 柿村重松 `証」(『奈良文化 上』(塙書房、 『上代日本 東野治之
- 収の碑文及び李善注と類似することが挙げられている。朝夕帷幄、深陳献替之規。」という三つの対句が『文選』所セッ・「簡而廉隅、柔而成立。」、「対揚宸扆、参賛糸綸之密、懐。」、「簡而廉隅、柔而成立。」、「対揚宸扆、参賛糸綸之密、「放奈大村墓誌」と関連があるを強いとして、「成奈大村墓誌」に収録された詩文と(8)小島氏によると、「文選語」は、『文選』に収録された詩文と

15

- (9) 『後漢書』(中華書局、一九六五年) 二七〇八頁。
- (10) 『庾信集』の版本について、張黎明「庾信集版本考訂」(『北原信集』の版本について、張黎明「庾信集成書及版本考論」(『山東図書館学刊』二〇一八年「庾信集」の版本について、張黎明「庾信集版本考訂」(『北
- 研究報告書』二〇〇六年)六一頁。 ける美文の流行をめぐって」(『岡山大学文学部プロジェクト(1) 佐川英治「庾信体をめぐる文学と政治――六七世紀中国にお

16

- (12) 山岸徳平『日本漢文学研究』(有精堂、一九七二年)五六頁。
- 句の偶数句末は平声の「支」韻を踏み、後半は入声の「燭」(13) 『広韻』(台湾商務印書館、一九六八年) によると、前半一○

韻を踏んでいる。

- いる。 多いことを明らかにした。一方、 擬するのが、 と六朝の類書」(『日本中国学会報』二〇〇七年、二八四頁 に用いられた類書の で、「『書紀』 九六二年) 島憲之は『上代日本文学と中国 の潤色に利用された類書には、 で、 現時点で最も穏当な比定と考える。」と述べて 『日本書紀』 『藝文類聚』から孫引きしている箇所が は原典ではなく、 池田昌広は「『日 文学 『華林遍略』 Ŀ 唐代に盛ん 塙 本書紀 書
- は、 則以政。 ②の「製錦」と④「連城析玉」はそれぞれ子産と和氏璧の 無意償城邑、 文を掲げる。 学製焉。 使尹何為邑。子産曰:少、未知可否。子皮日:使夫往而学焉。 産の故事から短句を引用し、その後に「『左伝』云:子皮欲 七八設官部三〇「県令一七六」では、「大邑身之所庇」 故事を出典とする表現である。 その出典も示す。 に「『史記』云:趙王得楚和氏璧 亦愈知治矣。子産日:不可人之愛人、求刑之也。今吾子愛人 和氏璧の故事から「衣褐懐璧」 猶未能操刀而使割也、其傷実多。子有美錦、 大官大邑、 そして、 相如使従者衣褐懷壁、 身之所庇也、 「連城析玉」 「製錦」 使学者製焉。」と故事の全 は同巻一二九・褐 藺相如奉璧、 の四文字を引き、 便道亡帰。」と小文字で は 『北堂書 西入秦秦壬 不使人 その後 五で 巻 \mathcal{O}
- 羅振玉 義潮歸義入唐、 本 一養民之功、 では、「巻一之末、 称宗人者殆張義潮之族也。是比書写於大中通之世。 「古類書三種跋」(『鳴沙石室古籍叢残』一九一八 功茲可以想見。」とある。 塞下清晏、 有 白頭族子。 、宋人張沭写、時年七十五、 従容写書、 この部 分は王 当日義潮保 重

期を不詳とする。 写本を整理したが、 『敦煌古籍叙録』 にも引用され 中国社会科学出版社、二〇二〇年。 (商務印書館、一九五八年、 ている。 (高天霞 Ρ. 2537以外の写本の作者と成立時 ほかに、 『敦煌写本「籯金」 高天霞は 二〇八—] 『籯金 系類書整理与 九個の $\frac{-}{\circ}$ 九

 $\widehat{24}$

17 研究 切時間約在神龍至景雲年間。」と述べている。即ち、 王三慶は 録上限不得早於高宗永徽元年、 (七一〇一七一二) である。 成立時期は神龍年間 〈文史哲出版社、 『語対』の編纂時期について、「敦煌本『語対』 一九八五年〉二九頁)。 (七〇五一七〇七) (王三慶 唯亦非遅至晚唐之産物、 『敦煌本古類書 から景雲年間 「語対 一語対 較確 之編

25

- 18 之作。」と述べている。 成立時期を根拠に、前者に従う。 煌類書の研究』第三章 の事項部分を土台にして作られたものと主張している(『敦 王三慶は 〈大東文化大学東洋研究所、二〇〇三年〉一六九頁)筆者は (17) では、 『籯金』 「敦煌出土の『籯金』と『無名類書』 一方、福田俊昭は 実為 『対林』 『語対』 或 語対 が 『籯金 影
- 一九九六年)八四頁。(19) 原田直枝「庾信の碑伝文」(『中国文学報』第五三册、
- 出版、二〇〇四年)八四一頁。(20) 加藤国安『越境する庾信:その軌跡と詩的表象 下』(研文
- 21 大形徹は 指している。」と述べている。 とさまざまな文字が使われているが、 ·けられる理由」〈『漢字学研究』二〇一六年〉 「扶揺、 扶揺之枝、 榑木、 (大形徹 榑桑、 基本的には同じものを 「『東』と扶桑が 若木、 一六五頁)。 扶 桑 ? 結び 木
- (22) 唐·太宗文皇帝『帝範』四卷(一八四七年、閩刻武英殿聚珍

- 一九六九年)一七一一二八九頁。
 (23) 阿部隆一「帝範臣軌源流考附校勘記」(『斯道文庫論集)
- としての平安時代における金言集」(『日本中 紀要』二〇二一年三月)三五と四〇頁。 髙田宗平と遠藤光正は尊経閣文庫 古文書『貞観政要一節』 であると主張している。 取意略抄」 九七二年一〇月)二一二と二二一一二二三頁。 -国立歴史民俗博物館所蔵反町茂雄旧蔵典籍 をめぐって――」(『中央大学文学部 髙田宗平 一蔵本寛文の 「漢籍受容の形態としての 遠藤光正 注 は唐代賈行注 国 「校勘資料 学会報
- る。 官書」 宮咸池、 四三七頁) 泂野之山。 「分枝若木」は『山海経』の 卷一七「大荒北経」 (中華書局、 曰天五潢。 に由来している。 上有赤樹、 一九五九年)一〇三五頁)に基づい 五潢、 青葉、 〈上海古籍出版社、 天帝車舍。」(『史記』 「大荒之中、 「疏派天潢 赤華、 名曰若木」 は 有衡石山、 『史記』 一九 巻二七 (『山海経校 (八〇年) 九陰 0) 7 万天 __
- 26 垂耀、 控五潢而疏派。 浙江大学墓誌数拠庫で検索して以下の3例が見つかった。 王墓誌銘 十枝分葉、 十枝分景。」 五潢疏派。」(「大唐故蘭陵長公主碑」)、 抽 英白谷、 (「紀国先妃陸氏碑」)、 分十枝而振景。」 3 (「大唐故新安郡 「惟王濯秀天津 2 「五潢 (1)
- 27 王三慶 九九三年) 『敦煌類 四三九 書 頁 上 麗 文文 化 事 業 股 份 有 限 公 司
- 日本後紀』延暦 1000年) 三三頁 廿 \equiv 年 六 月 甲 子 0 条 吉 Ш 弘 文 館
- 早稲田大学に所蔵されている。htps://www.wul.waseda.ac.義端「威奈卿墓誌私考」は明和七年成立の写本であり、現在

29

- (二〇二三年八月二六日最終アクセス)
- (30) 国立歴史民俗博物館『聆涛閣集古帖』https://khirin-a.rekiha
- 31 例えば、 応接未遑、造語謀篇、 一三七五頁 管錐篇』 銭鍾書は 活 「信集中銘幽諛墓、 読 書・ 自相蹈襲。」と指摘している。 新 知三 聯 書店、 居其太半。情文無自 二〇〇一年) (銭鍾書
- に向けて』所収、大阪教育大学、二○○九年)一―三一頁。北朝史と石刻史料研究の新展開――魏晋南北朝史像の再構築北朝史と石刻史料研究の新展開――魏晋南北朝史像の再構築
- (3) ここに挙げた用例は李徳林作の碑文以外は、王連龍編『南北 「三年八月二六日最終アクセス」による。李徳林作の碑文は許 三年八月二六日最終アクセス」による。李徳林作の碑文は許 一〇〇一年)巻四百五十九碑卅九・都督三、一九五頁)にあ る。
- (35) 窪添慶文『墓誌を用いた北魏史研究』(汲古書院、二〇一七
- 所で、 南北朝文化交流史——」(『東方学報』二〇〇〇年)一四七(36) 吉川忠夫「島夷と索虜のあいだ——典籍の流傳を中心とした

(37) 同前掲注 (35

38

- 卒葬年月地、 原文は「一旦我們将庾信還原到北朝墓誌創作的 北朝墓誌代表的身份対後世墓誌写作産生直接影響。」とある。 将北魏遷洛以後墓誌発展的主流趨勢継承和固定了下来、 領袖的声望、 不論其敘墓主諱字、 一〇一五年〉二六四頁。 (馬立軍 皆已存在於北朝墓誌中、 『北朝墓誌文体与北朝文化』〈中国社会科学出版社 銘辞等的体制、 至少一九篇的墓誌数量、 貫 族出、 屡見不鮮。 還是研究者向来所推崇的上述創 世 次、 高超的駢体写作技巧 ……庾信以個人文壇 歴官及功 歴史語境中 史論
- 究』二〇一五年一二月)一五頁。石見清裕「唐代墓誌の古典引用をめぐって」(『中国古典研

39

- は、 般の需要にこたえるものでもあった」と。(吉川忠夫 「 顔師 彼らの知的プライドを保證し、 に生きがいを見いだしたごとく感ぜられる。そうすることが 類書について、 東方喬「駢文与類書之関係論略」 二〇一八年一月)五六頁。また、吉川忠夫は南朝の知識人と しであるとともに、 にみとめられるであろう。 —三二九頁)。 『漢書注』 かかる精神の発露は、 奇をてらい、 〈『六朝精神史研究』 次のように述べている。「斉梁の士大夫たち 他人の意表をつき、 知識のひけらかしを必要とした士大夫一 類書は選者自身の知識のひけらか この時代における類書盛行の現象 満足させてくれたのであっ 同朋舎一九八六年〉三二八 知識をひけらかすこと 二北 京大学学
- (4) 王三慶『敦煌蒙書校釈与研究 語対巻』(文物出版社、
- (42) 永田知之「『文場秀句』小考——「蒙書」と類書と作詩文指

(43) 鄭阿財・朱鳳玉『敦煌蒙書研究』(甘粛教育出版南書の間」(『敦煌写本研究年報』二〇〇八年) 一二〇頁。

社

- (4)『敦煌秘笈』(武田科学振興財団杏雨書屋編、第一冊(4)『敦煌秘笈』(武田科学振興財団杏雨書屋編、第一冊二〇〇二年)一六五—一六六頁。
- 集』(中華書局、二〇一二年)四七五頁。
 (45) 周西波はこの三行が郡守という地方官にまつわる表現だと指
 「一〇九年)四二五頁。
- 46 三九九頁。 編 集録するところとなったのである。」と述べている。 どの門目や事類が最も多数を占めており……刺史や県令も日 る多種に渉るが、 王三慶(池田温訳)は 常生活に関わるので、 『敦煌漢文文献』大東出版社、 しかし〈孝道〉〈勤学〉 〈良吏〉〈酷吏〉 「敦煌類書は収載する内容・門目が 一九九二年) 三九八— の類も類書のしばしば 〈刺史〉 〈県令〉な (池田温 頗
- 卷所収、筑摩書房、一九八三年)四〇〇頁。(47) 興膳宏訳『文鏡秘府論』「南巻」(『弘法大師空海全集』第五
- 巻三号)五一頁。(48) 愛宕元「唐代の墓誌銘」(『月刊しにか』二〇〇一年、第一